



第8話 「さるかに合戦」裁判



被告人 **猿**

事件の争点

カニの親子が体を粉々に砕かれて殺害された事件。逮捕されたのは、猿。まだ青くて硬い柿を執拗に投げつけたのだ。罪を認める猿に、検察官は「残虐極まりない」と極刑を求める。一方弁護人は、猿が十分に改悛していること、衝動的な犯行であり計画性がないことを主張。「猿は生きて償うべきだ」と訴える。猿を死刑にするか？死刑にしないか？



裁判員の考える判決



裁判員 **友永啓介** (須賀健太)

私は、猿を死刑にするべきだと思います。一番の理由は、遺族である子ガニが死刑を強く望んでいること。そして、一時の感情で、何の落ち度もない相手を3人も殺していること。たとえ仕送りをしていても、8年間も逃亡しその間に結婚し子供までできていること。猿は、遺族への後悔の感情だけで8年を過ごしていたわけではなく、少なからず幸福感を感じ得る状況下にあったはず。その間遺族がどんな気持ちで過ごしてきたかを考えると死刑にすべきだと思います。

弁護人の「命を奪った罪は、命でしか償えないものではないでしょうか？」という言葉はとても印象に残りました。確かに命は命でしか償えないわけではないと思いますが、この案件に関しては、命で償うべきであると思います。